

副本

令和3年(不)第20号 京都西山学園事件

申立人 大阪教育合同労働組合

被申立人 学校法人京都西山学園



令和3年9月24日

### 第3準備書面

被申立人代理人

弁護士 佐々木真一郎

同 小西華子

同 大政祐典

大阪府労働委員会 御中

第1 令和3年8月30日付け求釈明事項「1」に対する回答（「大学設置基準」との記載について）

被申立人に適用されるのは「短期大学設置基準」である。

第2 同求釈明事項「2」に対する回答（中国での調査に関する団体交渉について）

申立人準備書面（2）「2」の記載はいずれも事実のとおりである。ただし、被申立人が申立人に中国での調査結果の詳細を明らかにしなかったのは単に申立人に明らかにする必要のない事項であったためであり、何ら問題視されるべきものではない。

中国における調査は、中国での留学生募集業務に関して、コンプライアンス違反の可能性が疑われたために、被申立人の理事会からの要請に基づいて、現地弁護士に委託の上実施されたものであり、そもそも、申立人及び両組合員には無関係なものである。

また、使用者たる被申立人が団体交渉に応じなければならない義務的団交事項は、「労働者の労働条件その他の待遇、当該団体と使用者との間の団体的労使関係の運営に関する事項であって、使用者に処分可能なもの」であるところ（東京高裁平成19年7月31日・労判946号58頁）、中国における留学生募集業務に如何なるコンプライアンス違反があったか、同コンプライアンス違反を受けて同事業を継続するか否かという判断は、正に経営に関わる事項であり、申立人の組合員らの労働条件その他の待遇、当該団体と使用者との間の団体的労使関係の運営に関する事項ではなく、義務的団交事項に該当しない。

第3 同求釈明事項「3」に対する回答（誠実交渉義務違反の主張に対する反論）

- 1 申立人は、 i 被申立人が科目適合性を考慮して両組合員を雇止めにした点が「第1回団交及びそれまでに数多く持たれた団体交渉で触れられることもなかった突然の内容であった」こと、 ii 「第2回及び第3回の団交において」「雇止

めを行うことへの十分な説明はなされなかった」ことなどを理由として、被申立人に誠実交渉義務違反が認められる旨の主張をしている（準備書面(3)「3」「①」）。

しかしながら、申立人が挙げる上記ⅰ及びⅱの理由はいずれも事実に反するものであり、申立人の主張は認められない。

#### 2 ⅰについて

被申立人は、申立人が主張するところの第1回団体交渉（令和3年1月20日に実施）において、両組合員が現在担当している科目を担当する適合性のないこと及び×組合員は講師採用基準を形式的に満たしていないことを問題視し、その点について調査をすることを明言している（甲15・1頁目参照）。

そして、その調査の結果、やはり両組合員については科目適合性が無く、また×組合員について実質的に講師採用基準を満たしていると評価できる事情もないとして、雇止めとせざるを得ないと判断をしたものであり、科目適合性の議論が「突然の内容であった」などということは無い。

#### 3 ⅱについて

申立人が何をもって、「十分な説明はなされなかった」としているのか不明であるが、申立人が主張するところの第2回及び第3回の団体交渉は専ら雇止めの理由の相当性がテーマとなっており、このことは申立人も認めるところである（申立人準備書面(1)13頁の表を参照）。

被申立人はこれらの2回の団体交渉の中で、科目適合性を欠くことなど、両組合員を雇止めに至った理由について十分な説明を行った（甲第8号証、甲第9号証）。

#### 4 まとめ

以上の通りであるから、被申立人は団体交渉において誠実に交渉をしており、この点の申立人の主張も事実に反するものである。

#### 第4 同求釈明事項「4」について

##### 1 担当科目に関する査定について

申立人は、組合員以外、担当科目について査定を受けた教員はいないと主張するが、事実に反する。

被申立人は、令和2年11月、申立人組合員を含むすべての教員に対し、業績評価書の提出を指示している。

被申立人は、各教員から提出された業績評価書に基づいて、各教員の科目適合性を判断した。

##### 2 ~~████~~組合員について

被申立人が、~~████~~組合員に対し、~~████~~氏の行動の全てを逐一報告するように指示した事実はない。

##### 3 研究上の業績について

申立人は、組合員以外にも科目適合性を有さない教員がいる旨主張するが、事実に反する。

加藤学長の専門は仏教学、島袋学科長の専門は声楽であるが、両名ともその研究業績に照らして、現在担当している科目の適合性は十分にある。

また、申立人が繰り返し言及している島袋学科長の論文剽窃疑惑については、すでに剽窃に該当しない旨の調査結果が出ており、文部科学省にもその結果を報告している。その後、文部科学省から特段の指摘や指示はなく、この件はすでに解決している。

##### 4 島袋学科長の給与の返金について

被申立人短大經理課から島袋学科長に対し、令和2年（2020年）3月分の給与について「不当利得疑惑」がある旨を伝えた事実はない。

##### 5 加藤学長が島袋学科長を擁護したとの点について

予備調査委員会の活動の進捗について、告発者に対して隨時（ないし適時）報告する義務はない（甲第13号証参照）。

また、規程上の定め云々はさておき、実態としても、調査の途中で告発者に  
対して報告を行う必要性は認められず、かつ、一般論としては、調査の中立性、  
公平性を阻害する畏れすらある。

なお、この点については不当労働行為との関連が不明であるため、これ以上の  
反論は現時点では控える。

以上